

無形文化遺産保護条約第5回政府間委員会（結果概要）

1. 日 時

平成22年11月15日（月）～19日（金）

2. 場 所

ナイロビ（ケニア）

3. 議長等

議長：ケニア（Dr Jacob Ole Miaron）

副議長：キプロス、クロアチア、韓国、オマーン

ラポラトゥール：キューバ（Ms Margarita Ruiz Brandi）

4. 委員国（24カ国）

グループ I	キプロス、イタリア、スペイン
グループ II	クロアチア、アルバニア、アゼルバイジャン、チェコ
グループ III	キューバ、パラグアイ、ベネズエラ、グレナダ、ニカラグア
グループ IV	韓国、イラン、中国、インドネシア、日本
グループ V a	ケニア、ニジェール、ブルキナファソ、マダガスカル
グループ V b	オマーン、ヨルダン、モロッコ

5. 主な決議等（1）緊急保護一覧表への記載

メシュレプ（中国）、ジャンク船の防水技術（中国）、木製活字印刷（中国）、オ
イカニエの歌唱）（クロアチア）の4件を緊急保護一覧表に記載することを決定。
（緊急保護一覧表記載案件は合計16件となった）

（2）代表一覧表への記載

我が国の「組踊」及び「結城紬」を含む47件を代表一覧表に記載することを決
定。（代表一覧表記載案件は合計213件となった）

（3）代表一覧表への記載の審査に関する事項（決議6）

政府間委員会は、

- ① アフリカ諸国からより多くの案件の提出を容易にするため、発展途上国、特にア
フリカ諸国のキャパシティビルディングを実施するための締約国の貢献を歓迎す
る。
- ② 締約国と協力して、国及びコミュニティが直面するであろう特定の問題で、無形
文化遺産の一覧表への記載の提案を阻んでいる特定の問題を明らかにすることに
役に立つようなフィードバックを得るための締約国間の基礎調査の実施を、ユネ
スコ事務局に求める。
- ③ 条約のエンブレムの保護と使用に関する運用指示書第117パラグラフ及び第1
49パラグラフの実施の重要性を考慮し、一覧表に記載された案件、特に複数の

分野にまたがる一般的な案件が、商業的手段及びブランド化を目的として条約のエンブレムが使用されることにより商業的に濫用されることを避けるために必要なあらゆる措置をとることを、締約国に求める。

- ④政府間委員会の議論に鑑み、提案案件に関心を有する人々若しくは関連団体からユネスコ事務局が受領した書簡の取扱い、及び当該書簡を案件を提案した締約国に事前に伝達するためのガイドラインを、第6回政府間委員会において提案することを、ユネスコ事務局に要請する。
- ⑤複数国による提案を促すため、関連性がある場合に、案件提出の意思を他の締約国に知らしめるための情報共有の仕組みを第6回政府間委員会において提案することを、ユネスコ事務局に要請する。
- ⑥戦争若しくは紛争又は特定の歴史上の出来事に関連する事項を含む案件を提案する際には、コミュニティ、集団及び個人の間における対話と相互尊重を奨励する趣旨から、コミュニティ間の誤解の惹起を避けるために、提案書を最大の注意をもって作成することを確保することを、締約国に求める。

(4) 平成23年の代表一覧表への記載の審査のための補助機関の設置、審査に関する問題等に関する事項（決議7）

政府間委員会は、

- ①運用指示書第30パラグラフに「毎年、政府間委員会は、その補助機関を通じて、代表一覧表記載の検討に係る資源及び能力に応じて検討を行う。締約国は、提案の際にこれらの要因に配慮することを奨励される。」と規定されていることを特に考慮する。
- ②第6回政府間委員会の前に、ユネスコ本部で、オープンエンドの政府間ワーキンググループを招集することを決定する。このワーキンググループは、政府間委員会、補助機関、及びユネスコ事務局による代表一覧表への記載のための提案案件の取扱いの改善のために可能な方策について議論し、特に別添の補助機関の委任事項に関する政府間委員会委員国による修正提案を考慮に入れた報告書を提出することとする。このワーキンググループ会合は、会合を開催するための経費、及び政府間委員会の委員国であるかどうかを問わず発展途上国であり条約の締約国である国の代表者（但し無形文化遺産の専門家に限る）の参加費用、の全てをカバーするために、無形文化遺産基金への補完的な任意拠出がなされることを条件に開催される。
- ③補助機関の委任事項に対する見解を合理的な期限までにユネスコ事務局に提出することを、締約国に求める。また、ワーキンググループ会合前に締約国から提出された見解を締約国に配布することを、ユネスコ事務局に求める。
- ④2011年の代表一覧表への記載の提案案件の審査のための補助機関を設置し、手続規則第21条に従い、別添の通り委任事項を採択する。
- ⑤補助機関は、イタリア（グループⅠ）、クロアチア（グループⅡ）、ヴェネズエラ（グループⅢ）、韓国（グループⅣ）、ケニア（グループⅤ(a)）、ヨルダン（グループⅤ(b)）で構成することを決定する。
- ⑥2010年8月31日までに107件の提案案件が受領され、これらが2011年に審査可能と認められて手続きがなされていないと考慮することを決定する。
- ⑦一覧表記載の提案案件及びベストプラクティス登録案件、並びに国際的な援助の要請案件で2011年の審査が可能と認められる案件の合計数が163であることに留意する。

- ⑧政府間委員会並びに審査及び評価の責任を負う機関が、責任を持って信頼を得て提案書の全てを評価し、かつ、条約第7条の義務を遂行する能力を有しないことを考慮する。
- ⑨ユネスコ事務局が処理可能な範囲内で31乃至54件の代表一覧表への記載提案案件を処理し、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いか又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件を優先的に審議することを補助機関のメンバーに許容するため、当該処理案件を補助機関に送達することを、ユネスコ事務局に要請する。
- ⑩既に提出されている提案案件の審議が後回しになることに自主的に同意した締約国に感謝する。
- ⑪将来のサイクルについてのワーキンググループの結論を妨げることなく、2012年サイクルにおいて、2011年3月31日までに代表一覧表への記載のために提出される案件につき、2011年に審議された件数を目途として、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いか又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件が、優先的に審議されることを検討する。
- ⑫2012年サイクルにおいて、2011年3月31日までに緊急保護一覧表への記載のために提案される案件、並びに、ベストプラクティス及び国際的な援助の登録のために提案される案件につき、同様の優先的な審議の原則を適用することを決定する。

(別添)

代表一覧表への記載提案案件の審議に関する補助機関への委任事項	
補助機関は、	
1.	それぞれのグループから選出された締約国により構成される。
2.	議長を選出する。必要な場合は副議長と報告者を選出する。
3.	政府間委員会手続規則第19条にしたがって、私的会合を開催する。
4.	条約実施のための運用指示書の関連パラグラフ、特に第29、第30、及び第31パラグラフにしたがい、2011年の代表一覧表への記載の提案案件の審議に責任を負う。審議においては、特に以下の委任事項を含む。
(a)	それぞれの提案案件が運用指示書第2パラグラフに規定されている記載基準に合致するかどうかの評価
(b)	提案案件の記載又は不記載の政府間委員会への勧告、又は提案案件の提出国への追加情報の照会
5.	審議及び勧告に関する報告書の政府間委員会への提供
6.	審議の報告書の第6回政府間委員会への提出後の解散